

きずな

2008年 1月 1日

NO 679

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (62-6200)



芳井学習センターでの平成19年成人式

平成20年の成人式

544人が出席^{予定}

この度、新成人になれる皆さまおめでとうございます。

平成20年の成人式は平成20年1月13日に井原市民会館で行われます。出席予定者は平成19年12月26日現在544名です。地区別の出席予定者は左下の表のとおりです。

平成19年は芳井生涯学習センターで行われましたが、左上の写真のように、大雪の中での式典になりました。式当日天候に恵まれればいいのですが・・・。

平成20年地区別成人式出席者数 (平成19年12月26日現在) 単位:人

地区名	出席者数	地区名	出席者数
高屋地区	51	出部地区	87
大江地区	30	芳井地区	46
稲倉地区	21	明治地区	8
県主地区	19	川相地区	7
木之子地区	32	共和地区	7
荏原地区	33	美星地区	73
西江原地区	54	男子計	254
野上地区	6	女子計	287
青野地区	12		
井原地区	58	合計	544

謹賀新年

昨年、皆さまには大変お世話になりました。国民生活が一段と厳しくなる中、国政では、昨年の参院選で与野党が逆転し、政治を変える条件がいくらか整いました。福田総理の無責任政治に批判が高まっております。総選挙も早まるので、本共産党の躍進で日本の「夜明け」を実現しましょう。

二〇〇八年元旦

井原市議会議員 石井 敏夫
井原市議会議員 森本 ふみお

井原市議会12月定例会で、森本、石井両議員が紹介議員になっていた3件の請願が採択されました。その結果、本会議でそれぞれ関係委員会から意見書が発議されました。採決の結果全会一致で採択され、関係機関に送付することが決まりました。つぎに3件(2面に2件)の意見書を紹介します。

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

現在、医療現場の実態は過密労働や低賃金のため退職する医師・看護師などが後を絶たず、医師や看護師等の不足が深刻化している。その上、医師・看護師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶たない。入院したくても入院できない、医療費や利用料が高すぎて払えないなど、自分の住んでいる地域で必要な医療が受けられない、子どもを生み育てることが出来ないでいる。

よって、「安全・安心」の医療の提供をするためにも、政府においては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護師等の確保対策を抜本的に強化するよう、次の事項について要望する。

記

1. 夜勤日数を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」を改正すること。
2. 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定すること。
3. 社会保障費の削減をやめ、医師・看護師等の大幅増員に必要な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日
井原市議会議長 高田 正弘
提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣文部科学大臣、総務大臣 殿

読者ニュース「きずな」に対するご意見や情報をしんぶん赤旗の配達・集金者にどしどしお寄せください。

アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、全頭検査への予算措置の継続を求める意見書

アメリカは、同国産牛肉の輸入条件にかかわる日米技術協議や農相同士による電話会談を通じて、月齢制限の撤廃を強く要求している。一部マスコミの報道によると、日本政府は、アメリカの強硬姿勢の前に、20カ月齢未満という月齢制限を30カ月齢未満にする方針を固めたと伝えられている。

日本政府はこれまで「日本と同等の安全性をアメリカに求める」という立場を取ってきた。この立場を堅持するならば、月齢制限の緩和など到底できないことは明らかである。

アメリカ産牛肉は昨年7月に輸入が再々開されたが、それ以降の1年間の輸入量は禁輸前の1割程度に過ぎない。アメリカ産牛肉に対して国民は根強い不信感を抱いており大多数の国民は輸入条件の緩和など望んでいない。

さらに、政府は、都道府県が独自に行っている20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する助成を打ち切ることを決めた。それにもかかわらず、多くの自治体は検査の継続を検討している。これは、全頭検査に対する国民の強い願いの反映である。

国民の望みは、万全のBSE対策に国がしっかり責任を持つこと、そして、アメリカの不当な圧力に屈しないことである。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 月齢制限など輸入条件の緩和を求めるアメリカの要求に応じないこと。
2. 都道府県が行う20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する国の助成を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月20日

井原市議会議長 高田 正 弘

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣総務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、外務大臣 殿

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔の機能が全身の健康を維持する上で大きな役割を果たしていることは、厚生労働省の厚生労働科学研究をはじめ様々な研究がされている。その結果として、医療費を抑制する効果があることが「8020運動」によって実証されている。

しかし、患者の自己負担が増大し保険で歯科診療を受けにくくなっており、国民の多くは、患者負担を減らして受診しやすい環境がつけられることを切望している。

また、医療内容を左右する診療報酬は過去3回連続して引き下げられたことによって、保険でよりよく噛める入れ歯を作ることや、歯周病の治療・管理を行うことが困難になっている。その上、診療報酬が引き下げられれば、安全で良質な歯科医療を提供することが益々困難になり、患者・国民に大きな被害をもたらすことになる。

歯科では、安全性と有効性が確立され日常的に行われている金属床義歯やメタルボンド、レーザー治療などの治療法が、いまだに保険導入されていない。

以上のことから、患者負担を増やすことなく、保険でよい歯科医療を確保するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 歯科医療を受診しやすくするため患者負担を軽減すること。
2. 良質な歯科医療が提供できるよう診療報酬を改善すること。
3. 安全で有意性が明らかな歯科技術を保険適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月20日

井原市議会議長 高田 正 弘

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣財務大臣、厚生労働大臣 殿